

昭和館運営有識者会議開催要綱

(目 的)

第1 昭和館（以下「館」という。）の運営について、幅広い視野からの意見を  
得ながら、公正かつ中立的な運営を確保するため、厚生労働省社会・援護局に  
おいて昭和館運営有識者会議（以下「運営有識者会議」という。）を開催する。

(運営有識者会議の職務)

第2 運営有識者会議は、厚生労働省社会・援護局長（以下「局長」という。）  
に対し、館の運営に関する次の事項について、意見を述べる。

- (1) 館の運営に関する重要事項に関すること。
- (2) 館の事業計画等に関すること。
- (3) その他、局長が必要と認めた事項に関すること。

(運営有識者会議の委員)

第3 運営有識者会議の委員（以下「委員」という。）は、局長が学識経験者の  
なかから委嘱する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。補欠の委員の任期は、  
前任者の残任期間とする。

(運 営)

第4 局長は、第2に掲記した事項につき運営有識者会議の意見を聴くため、当  
該委員会を召集するものとする。

- 2 座長は、委員のなかから互選する。
- 3 座長は、必要に応じて副座長を任命することができる。副座長は、座長を補  
佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

(庶 務)

第5 運営有識者会議の庶務は、厚生労働省社会・援護局援護企画課において処  
理する。

(その他)

第6 この要綱に定めるもののほか、委員会の議事の手続きその他その運営に必  
要な事項は、局長が定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。